公益財団法人長岡禅塾定款

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、公益財団法人長岡禅塾と称する。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を京都府長岡京市に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、禅を通じて自己の本質に迫り、信念をもって世のために尽すべき人格者を養成することを目的とする。

（事業）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)禅を通じた人材育成及び育英事業

塾を開き学生のために寮を設け、向学の有志に学業を修めさせ、起居させると共に、社会人を含めて禅会、接心を通じて坐禅と提唱を行う。

(2)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　財産及び会計

（基本財産）

第5条　この法人の目的である事業を行うために不可欠な次の財産は、この法人の基本財産とする。

(1)別表の財産

(2)評議員会で基本財産に組み入れた財産

2. 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3. この法人の財産は、理事長及び理事長が委任した理事が管理し、その方法は理事会で別に定める。

（基本財産処分の制限）

第6条　基本財産は、その運用収益を公益目的事業費及び管理費に充てるべきもので、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の公益目的事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会の議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決による承認を得た後、その一部を処分して公益目的事業費に充て、あるいはその全部若しくは一部を担保に供することができる。

（特定資産）

第7条　特定資産は、将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。

2. 特定資産は、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資産と明確に区別して管理

する。

3. 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。

4. 前項にかかわらず、目的外の取り崩しを行う場合には、理事長は、取崩が必要な理由を付議し、その決議を得なければならない。

（事業年度）

第8条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第9条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

事業年度開始後これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第10条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）事業報告の附属明細書

（3）貸借対照表

（4）損益計算書（正味財産増減計算書）

（5）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（6）財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（1）監査報告

（2）理事及び監事並びに評議員の名簿

（3）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

（4）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章　評議員及び評議員会

第1節　評議員

（定数）

第12条　この法人に評議員3名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第13条　評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）第179条から第195条の規定に従い評議員会において行う。

2. 評議員を選定する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

（1）各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ　当該評議員と婚姻の届けを出していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ　当該評議員の使用人

ニ　ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ　ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ　ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（2）他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ　理事

ロ　使用人

ハ　当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ　次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3. 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（職務）

第14条　評議員は評議員会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、定款の変更等この法人の運営の根幹に関わる事項の決定並びに評議員、理事、監事の選任及び解任等の機関の人事の決定等に参加する。

（任期）

第15条　評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終了のときまでとする。ただし再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3. 評議員は第11条に定める定数に足りなくなる時は、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第16条　評議員は無報酬とする。但し、評議員退任時の慰労金については、一人当たり金20万円を限度として、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第2節　評議員会

（構成）

第17条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第18条　評議員会は次の事項について決議する。

(1)理事、監事の選任及び解任

(2)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(3)定款の変更

(4)残余財産の処分

(5)基本財産の処分又は除外の承認

(6)その他評議員会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

（開催）

第19条　評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第20条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第21条　評議員会の議長は、評議員会において互選する。

（決議）

第22条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行なわなければならない。

(1)監事の解任

(2)定款の変更

(3)基本財産の処分又は除外並びに担保提供の承認

(4)その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補

者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

（決議の省略）

第23条　理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第24条　理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第25条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には、議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人1名がこれに記名押印する。

第5章　役員等及び理事会

第1節　役員等

（役員の設置）

第26条　この法人に次の役員を置く。

（1）理事3名以上10名以内

（2）監事3名以内

2. 理事のうち1名を理事長とする。

3. 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

（役員の選任）

第27条　理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 理事、監事、評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4. 第12条第2項（1）及び（2）の規定は理事及び監事の選任について準用する。

（理事の職務及び権限）

第28条　理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

（監事の職務及び権限）

第29条　監事は、法令及びこの定款で定めるところにより、理事の職務の執行状況並びにこの法人の業務及び財務の状況の監査等を行い、監査報告を作成する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。

（任期）

第30条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終年度に関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

3. 前2項にかかわらず、任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4. 役員は、第25条で定めた役員の定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

（解任）

第31条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（報酬等）

第32条　理事及び監事は、無報酬とする。但し、役員退任時の慰労金については、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、評議員会の決議を経て報酬等として支給することができる。

第2節　理事会

（構成）

第33条　理事会は全ての理事をもって構成する。

（権限）

第34条　理事会は次の職務を行なう。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）理事長の選定及び解職

（種類及び開催）

第35条　理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度に原則として4月または5月に1回開催する。

3. 臨時理事会は、必要に応じて開催することができる。

（招集）

第36条　理事会は理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（議長）

第37条理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事が議長の職務を代行する。

（決議）

第38条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しその過半数をもって行なう。

（決議の省略）

第39条　理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わる事のできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べた時は、その限りではない。

（報告の省略）

第40条　理事または監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第27条第3項の規定による報告には適用しない。

（議事録）

第41条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議事録には出席した理事長及び当該理事会に出席した監事がこれに記名押印する。

第6章　塾長、塾長代理、塾頭及び職員

（塾長）

第42条　この塾に師家の資格を有する塾長、もしくは師家に準ずる人格及び知見を有する塾長を1名置く。

2. 塾長は塾の教育に関する諸事項を統理する。

3. 塾長は塾長代理、塾頭を置くことが出来る。

4. 塾長が後任塾長を選任する場合は、理事会に諮ってこれを選定する。ただし塾長が欠けている場合の後任塾長の選任は、理事会の決議による。

（塾長代理）

第43条　この塾に塾長のほか、塾長代理を置くことができる。

2. 塾長代理の選任は、理事会に諮って塾長が行う。

3. 塾長代理は、塾長不在時の代理であり、また、塾長を補佐し、塾生を指導する。

（塾頭）

第44条　この塾に塾長、塾長代理のほか塾頭を置くことができる。

2. 塾頭は塾長もしくは塾長代理の指示に基づき、この塾の教育に関する諸事項を統理することができる。

（職員）

第45条　この法人に必要に応じて事務長その他の職員を置き、会計その他事務を処理させることができる。

2. 事務長の任免は、理事会の承認を得て理事長が行う。

3. 職員には俸給を支給することができる。

第7章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第46条　この定款は評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第3条、第4条、第12条についても適用する。

（解散）

第47条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第48条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅した場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く）において公益目的取得財産残額があるときは、理事会の決議を経た後、評議員会の決議を経て、これに相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は、当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するも

のとする。

（残余財産の処分）

第49条　この法人が解散により清算をする場合において有する残余財産は、理事会の決議を経た後、評議員会の決議を経て認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章　公告の方法

（公告の方法）

第50条　この法人の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章　補則

（委任）

第51条　法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人設立の登記の日から施行する。
2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定に拘わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
3. この法人の最初の代表理事は次の通りとする。

代表理事（理事長）岩井則雄

別表　基本財産

1．有形固定資産土地

宅地長岡京市天神2丁目120-1、122、123-1、123-2	7,069.15㎡
畑長岡京市天神2丁目120-3、122-1、123-3	3,476㎡
長岡京市天神2丁目124-1、124-乙	98㎡
長岡京市天神2丁目121-1	1,550㎡
溜池長岡京市天神2丁目101-9	271㎡
山林長岡京市奥海印寺三ツ尾20、21、立石1	16,082㎡
建物長岡京市天神2丁目122番地	1,653.13㎡
構築物　同上	
設備　同上	

上記は、当法人の現行定款に相違ありません。

公益財団法人長岡禅塾

代表理事　　岩　井　則　雄